

第18回 対策本部会議決定事項(令和2年5月7日)

1. 社会教育及び体育施設等の今後の対応(利用制限等)

- ・5月18日(月)から一定条件を付して利用を再開する。

利用条件

- 1) 由布市民の利用に限る。
- 2) 利用場所等を勘案し、密集や密接な状況を避けられる比較的少人数での利用。
- 3) 参加者が不特定でないこと。
- 4) 感染症対策を講じること。(3密の回避、大声での発声や歌唱を行わない、マスク着用、手指消毒液等設置など)

- ・市立図書館は、5月19日(火)から入館時間に制限を設け開館する。
- ・未来館及び湯布院健康温泉館のジム施設は5月末まで引き続き閉鎖する。
- ・学校施設は、学校の再開まで閉鎖する。

2. 各種イベントについて

- ・国・県の対応等を参考に5月18日以降の開催の可否の再検討を各課で行うこと。

3. 各種支援施策について

(1) 特別定額給付金

- ・5月13日(水)に発送予定。

(2) 事業者向け市単独事業について

- ・5月7日から受付開始。